

仕 様 書

1 車種

ライトバン（ハイブリッド車）、5ドア（運転席・助手席・左右リアドア・バックドア）、5人乗り

2 規格

- (1) 総排気量 1, 5 0 0 c c 以上
- (2) 全 長 4, 2 4 5 mm 以上
- (3) 全 幅 1, 6 9 0 mm 以上
- (4) 全 高 1, 5 2 5 mm 以上
- (5) 駆動形式 2WD
- (6) ミッション形式 オートマチック
- (7) 最大積載量 2名乗車時350kg／5名乗車時200kg
- (8) 色 ホワイト系又はシルバー系
- (9) 低公害車指定 平成30年度基準排出ガス75%低減レベル以上、かつ低燃費車平成27年度燃費基準25%超過レベルを達成している自動車
※導入車両は、新車（「初年度検査年月」が、契約締結をした年月以降であること）とする。

3 装備（借受け期間中）

- (1) ABS
- (2) エアバック（運転席・助手席）
- (3) リアシートベルト
- (4) エアコン
- (5) パワーステアリング
- (6) パワーウインドウ（運転席）
- (7) ワイヤレスドアロックリモートコントロールキー
- (8) アクセサリソケット
- (9) AM／FMラジオ
- (10) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ（ホイール付、各4本）（必要に応じて交換）
- (11) スノーブレード（必要に応じて交換）
- (12) スペアタイヤ及びタイヤ交換用工具
- (13) スノーブラシ
- (14) スノーヘルパー1組
- (15) スペアキー 1個
- (16) 標準工具一式
- (17) フロアマット
- (18) ルーフラック

アまたはイの同等品とする。

ア メーカー名および商品名、ハードカーゴ(株) プロボックス用ワークキャリア
（全長2,150mm×幅1,000mm、スチール製、固定脚6個）

イ 同等品の条件

外寸全長2,150mm×幅1,000mm程度、スチール製又はアルミ製、
サイドフレーム、エンドフレームあり、床板あり、固定脚6個

(19) ドライブレコーダー（200万画素以上、前後2カメラ、記録媒体付き）

4 借受台数、納入場所及び保管場所

- (1) 借受台数 1台
- (2) 納入場所 札幌市埋蔵文化財センター（札幌市中央区南22条西13丁目）
- (3) 保管場所 札幌市埋蔵文化財センター（札幌市中央区南22条西13丁目）

5 契約期間

令和7年10月1日～令和14年11月30日（86ヵ月）

なお、借受期間も同期間とする。

6 保険加入等

- (1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、車両所有者の負担とする。
- (2) 車両所有者は、以下の任意保険（年齢無制限）に加入しなければならない。
 - ア 対人保険 無制限
 - イ 対物保険 無制限（免責額なし）
 - ウ 搭乗者保険または人身傷害保険 1名につき、3,000万円以上
 - エ 自損事故傷害 1名につき、1,000万円以上
 - オ 無保険者傷害 1名につき、20,000万円以上
 - カ 車両保険 時価（免責額なし）
自損、盗難等において札幌市の負担が一切ないもの（全損の場合を含む。）
 - キ 交通事故賠償関係示談サービス付
 - ク 公用車割引、フリート付のこと
- (3) 任意保険証書の写しを車検証に添付すること

7 維持管理等

- (1) メンテナンス契約とし、車両の維持管理に係る経費は、車両所有者の負担とする。ただし、燃料代及びパンク修理代は札幌市の負担とする。
- (2) 自然磨耗、故障等の修理は、札幌市の指示に従い常に良好な状態を保つこと。
- (3) 車検、定期点検、故障・事故による修理の際は、事前の協議により代替車を用意すること。
- (4) 定期点検（最低6月毎）及び修理は確実にを行い、オイル等油脂類は十分に補充すること。
- (5) タイヤの保管については、車両所有者が行うこと。
- (6) スタッドレスタイヤの組替えは、札幌市の指示に従うこと。スタッドレスタイヤの使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも安全走行に耐えない摩耗または劣化が認められる場合には交換を行うこと。
- (7) 車庫証明等登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。
- (8) 借受期間開始日（納車日）に万一間に合わない場合は、事前の協議により代替車を用意し、その費用は受注契約者の負担とする。

8 リース車両全損時の扱い

当該車両に係る契約は解除し、加入する車両保険で充当すること。

9 租税公課・リース利率変更時の取扱い

リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料金について

ては一切変更を行わない。ただし、消費税及び地方消費税は除く。

10 走行距離

年間5,000～10,000kmと想定されるが、これを超過した場合でもリース料の精算は一切行わない。

11 その他

- (1) 不明な点が生じた場合は、双方で協議する。
- (2) 札幌市と車両所有者は、借受期間満了後における借受車両の買取り又は再リースについて協議することができる。